

再開発関係税制

ポイント

- ・市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
- ・市街地再開発事業により一定の規模の施設建築物が与えられる従前の権利者に対する税額の軽減措置の延長。
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率）の延長。

延長事項

- 1．市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長（所得税・法人税）

市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に係る特例措置について、対象となる建築物を地上階数4以上の中高層耐火建築物が建築される施行地区内における施設建築物に限定した上で、その適用期限を2年延長する。（平成23年3月31日まで）

所得税・法人税：割増償却5年間10%

- 2．市街地再開発事業により一定の規模の施設建築物が与えられる従前の権利者に対する税額の軽減措置の延長（固定資産税）

市街地再開発事業により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物に係る特例措置について、その適用期限を2年延長する。（平成23年3月31日まで）

固定資産税：住宅床2/3、非住宅床1/3を減額（新築後5年間）

- 3．優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率）の延長（所得税、法人税、個人住民税）

市街地再開発事業の用に供するために施行者に土地等を譲渡した場合及び三大都市圏の既成市街地等内で行われる一定の要件を満たす特定の民間再開発事業（認定再開発事業を含む）のために事業区域内の土地等を譲渡した場合の特例措置について、その適用期限を5年延長する。（平成25年12月31日まで）

課税譲渡所得金額2,000万円以下の部分について、所得税15% 10%、個人住民税5% 4%、法人税：重課制度の適用除外